

消防広域化関係資料

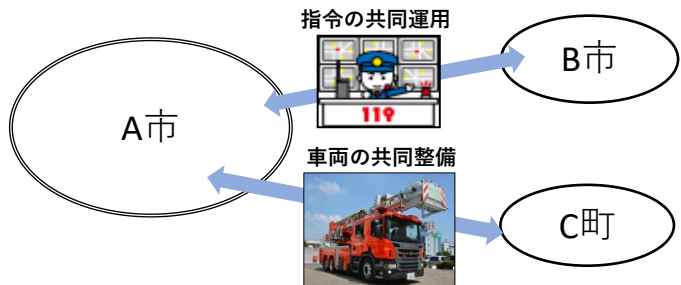
消防庁 消防・救急課

令和8年4月

人口減少、高齢化の進展に伴う救急需要の高まり、大規模災害の激甚化・頻発化、感染症の拡大等の社会環境の変化に的確に対応するため、消防本部の規模を引き上げること等により、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防力の維持・強化のための消防体制の構築を図る。

連携・協力

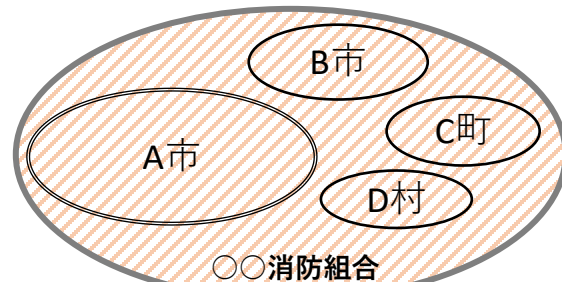
一部の消防事務を共同で行う
(例：指令の共同運用、車両の共同整備)



主な方式：協議会、事務委託

消防の広域化

全ての消防事務を共同で行う



主な方式：一部事務組合、事務委託

多様な分野での
連携・協力を通じ
広域化へ

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要。

⇒長官通知に基づき推進

※消防の連携・協力を進めていくことで、広域化を実現していくための下地が作られる

消防庁

基本指針の策定

都道府県

推進計画の策定

市町村

広域消防運営計画
連携・協力実施計画の作成

二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること

⇒消防組織法に基づき推進

※消防の広域化は、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならない。

指令の共同運用実績 (R8.4.1現在)

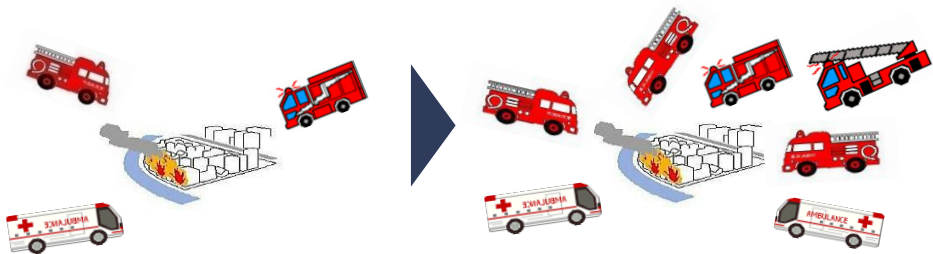
80地域 345本部

広域化実現地域 (H18消防組織法改正～R8.4.1現在)

60地域 166本部

消防の広域化による効果の例

① 災害発生時における初動体制の強化



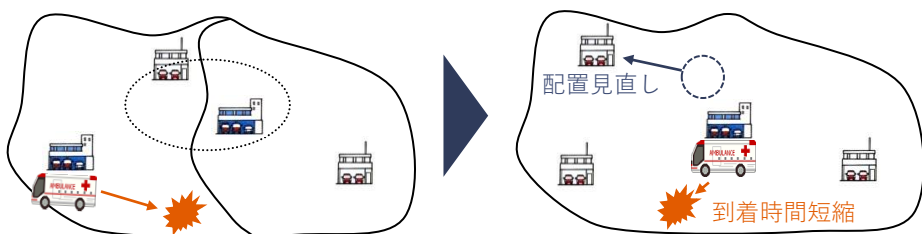
《具体事例》

火災初動対応（第一出動）時の出動車両等の充実

茅ヶ崎市消防本部	3台（寒川町） → 8～11台
高岡市消防本部	2台（氷見市） → 4～5台
久留米広域消防本部	4～6台 → 管内全域6台
尾三消防本部	5～11台 → 管内全域10台

② 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

A市消防本部 B市消防本部 新A B消防本部

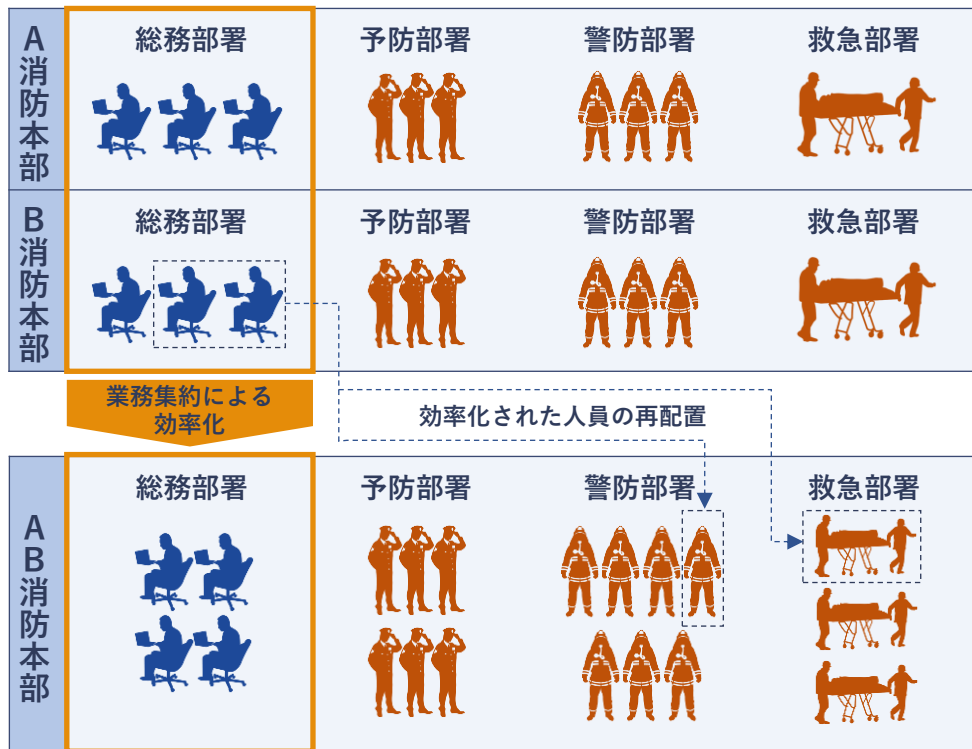


《具体事例》

救急出動時における現場到着時間の短縮

弘前地区消防事務組合消防本部	弘前市種市 ▲ 13 : 39
小田原市消防本部	小田原市小竹 ▲ 4 : 51

③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強



《具体事例》

業務集約に伴う人員効率化による現場活動要員の増強及び出動体制の強化

奈良県広域消防組合消防本部	広域化により122人の人員を現場へ再配置
上尾市消防本部	指揮隊1隊増隊 特別救助隊→高度救助隊
茅ヶ崎市消防本部	消防隊1隊増隊

これまでの経緯

○平成6年9月
「消防広域化基本計画について（通知）」で広域化を推進

○平成18年6月
「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け

○平成18年7月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
・推進期限：平成25年3月31日【第Ⅰ期】

○平成25年4月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：平成30年4月1日【第Ⅱ期】
・「消防広域化重点地域」の枠組みを創設（※）
※国、都道府県の支援を集中的に実施する地域。

○平成29年4月
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知
・直ちに広域化を進めることが困難な地域において、
消防事務の一部について**連携・協力**の仕組みを創設

○平成30年4月【第Ⅲ期】
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和6（2024）年4月1日（6年延長）

○令和6年4月【第Ⅳ期】
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和11（2029）年4月1日（5年延長）
・地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」を新たに位置づけ
・連携・協力の類型を見直し、7つの類型を提示
・広域化及び連携・協力に関する地方財政措置を拡充

【背景】

- 小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制として必ずしも十分でない場合があるため、広域化を推進
平成7年：全**931**消防本部のうち**623**本部（**66.9%**）が管轄人口10万人未満

【背景】

- 市町村合併等で常備消防の広域化が進んだが、十分に進んだとは言い難い状況
平成18年：全**811**消防本部のうち**487**本部（**60.0%**）が管轄人口10万人未満

【法制化の概要】

- 広域化における国、都道府県、市町村の役割を明確化

【平成30年4月1日までの実績】

- 平成18年以降、**52**地域で広域化が実現
- 消防本部数が減少
平成30年：全**728**消防本部のうち**433**本部（**59.5%**）が管轄人口10万人未満

【消防本部の規模目標】※令和6年改正の基本指針においても同様

- ・全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える
- ・管轄人口30万人以上にとらわれず、地域の実情を考慮
- ・小規模消防本部（管轄人口10万人未満）及び消防吏員数100人以下の消防本部を可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討
- ・特定小規模消防本部（職員数50人以下）は原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討

【参考】大規模な広域化の例

- ① **奈良県広域消防組合**（管轄人口約91万人）→**ほぼ全県1区**
平成26年4月1日に11消防本部（37市町村）が広域化
- ② **とちぎ広域消防事務組合**（北海道・管轄人口約35万人）→**管轄面積日本最大**（10,828km²=岐阜県とほぼ同面積）
平成28年4月1日に6消防本部（19市町村）が広域化

【令和6年4月1日までの実績】

- 平成18年以降、**59**地域で広域化が実現
全**720**消防本部のうち**432**本部（**60.0%**）が管轄人口10万人未満
- 連携・協力による指令センターの共同運用：**55**地域**229**消防本部で実現

【背景】

- 大規模災害や新たな感染症等に備えた消防体制の確保の必要性が高まっている。
- 全消防本部の約6割が管轄人口10万人未満であり、広域化の進捗が未だ十分とはいえない状況。平成30年度からの広域化の進捗は、以前と比べ鈍化。
- 指令の共同運用等の連携・協力も進んでおり、近年の広域化の事例では、多くの消防本部が広域化前に連携・協力を実施。

IV 消防の広域化及び連携・協力の推進に係る財政措置(赤字→令和8年度拡充項目)

消防の広域化	都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・ 広域消防運営計画の作成等に関する情報提供若しくは助言、消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費
		特別交付税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・ 広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費 ・ 協議会の設置・運営、広域消防運営計画作成に当たってのシミュレーションに要する経費
	市町村	特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費（中心消防本部 措置率 0.7） ・ 広域消防運営計画策定経費 ・ 広域化協議会負担金 ・ 協議会委員報酬 ・ 広報誌作成費 等
			消防広域化臨時経費 ・ 消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・ 消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・ 業務の統一に必要となるシステム変更、規程の整備等に要する経費 ・ 広域化に参画する消防本部又は既に広域化した消防本部が消防指令システムを統一するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。） 等
地方債		防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3] ・ 消防署所等（消防署、出張所及び高機能消防指令センター [※4] [※5] をいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・ 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・ 消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備 [※5]（広域化後5年度以内に完了するもの。）	
		一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・ 消防本部庁舎の整備（充当率引上げ：75%→90%）	
		補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮

※1 都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われたものに限る。措置率は、特記箇所を除き0.5。
 ※2 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。
 ※3 広域消防運営計画等に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和12年度までである。
 ※4 消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分）、消防救急デジタル無線の整備を含む。消防庁の標準仕様書に基づくものに限る。既に広域化している消防本部も対象。また、緊急防災・減災事業債については、これから広域化に取り組む消防本部も対象（消防庁へ計画提出が必要）。
 ※5 防災対策事業債は措置の引上げ（充当率75%→90%、交付税算入率30%→50%）。

IV 消防の広域化及び連携・協力の推進に係る財政措置(赤字→令和8年度拡充項目)

消防の連携・協力	都道府県	<p>連携・協力対象市町村に対する支援に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防の連携・協力に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費 ・ 協議会の設置・運営、連携・協力実施計画作成に当たってのシミュレーションに要する経費 	
	特別交付税 [※1]	<p>消防連携・協力準備経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防指令センターの共同運用に参画するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。） ・ 連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金 等 	
		<p>消防連携・協力臨時経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同部隊の設置に必要な装備費、現場活動要領の統一に要する経費 	
	市町村	地方債 [※2]	<p>防災対策事業債</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高機能消防指令センターの整備 [※3] [※4]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・ 消防用車両等の整備 [※4]（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ・ 訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）
			<p>緊急防災・減災事業債</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高機能消防指令センターの整備 [※3]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・ 消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ・ ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等 ・ 訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）
		補助金 優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮

※1 都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われたものに限る。措置率は、特記箇所を除き0.5。
 ※2 連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和12年度までである。
 ※3 消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分）、消防救急デジタル無線の整備を含む。消防庁の標準仕様書に基づくものに限る。既に連携・協力を行っている消防本部も対象。また、緊急防災・減災事業債については、これから連携・協力に取り組む消防本部も対象（消防庁へ計画提出が必要）。
 ※4 防災対策事業債は措置の引上げ（充当率75%→90%、交付税算入率30%→50%）。

V 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和8年4月1日現在）

広域化年月日	都道府県	広域化後の消防本部	方式	参画本部数※	広域化前の消防本部等（参画団体）	広域化年月日	都道府県	広域化後の消防本部	方式	参画本部数※	広域化前の消防本部等（参画団体）
H21.4.1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合	2	・富良野地区消防組合消防本部（富良野市・南富良野市・占冠村） ・上川南部消防事務組合消防本部（上富良野町・中富良野町）	H25.3.31	青森県	青森地域広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	2	・青森地域広域消防事務組合消防本部（青森市・今別町・外ヶ浜町・逢田村） ・平内町（北部上北広域の構成町）
H21.4.1	広島県	東広島市消防局	事務委託	2	・東広島市消防局(東広島市) ・竹原広域消防本部(竹原市・大崎上島町)	H25.3.31	神奈川県	小田原市消防本部	事務委託	2	・小田原市消防本部(小田原市) ・足柄消防組合消防本部（南足柄市・中井町・大井町松田町・山北町・開成町）
H21.4.1	福岡県	久留米広域消防本部	一部事務組合	2	・久留米市消防本部（久留米市（田主丸町、北野町、三瀬町及び城島町を除く）） ・福岡県南広域消防組合消防本部（小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町・久留米市（田主丸町、北野町、三瀬町及び城島町））	H25.3.31	富山県	富山県東部消防組合消防本部	一部事務組合	4	・魚津市消防本部(魚津市) ・滑川市消防本部(滑川市) ・上市町消防本部(上市町) ・舟橋村（非常備村）
H22.4.1	東京都	東京消防庁	事務委託	2	・東京消防庁（特別区23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、多摩市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町（事務委託28市町村）） ・東久留米市消防本部(東久留米市)	H25.3.31	静岡県	志太広域事務組合志太消防本部	一部事務組合	2	・藤枝市消防本部(藤枝市) ・焼津市消防本部(焼津市)
H23.4.1	富山県	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合	2	・砺波広域圏消防本部(砺波市・南砺市) ・小矢部市消防本部(小矢部市)	H25.4.1	埼玉県	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合	5	・久喜地区消防組合消防本部(久喜市・宮代町) ・加須市消防本部(加須市) ・幸手市消防本部(幸手市) ・白岡町消防本部(白岡町) ・杉戸町消防本部(杉戸町)
H23.4.1	兵庫県	北はりま消防本部	一部事務組合	3	・にしたか消防本部(西脇市・多可郡) ・加東市消防本部(加東市) ・加西市消防本部(加西市)	H25.4.1	埼玉県	埼玉西部消防局	一部事務組合	4	・所沢市消防本部(所沢市) ・狭山市消防本部(狭山市) ・入間市消防本部(入間市) ・埼玉西部広域消防本部(日高市・飯能市)
H23.11.28	奈良県	五條市消防本部	事務委託	2	・五條市消防本部(五條市) ・十津川村（非常備）	H25.4.1	静岡県	下田消防本部	一部事務組合	2	・下田消防本部(下田市・河津市・南伊豆市) ・西伊豆広域消防本部(西伊豆町・松崎町)
H23.12.1	山形県	山形市消防本部	事務委託	3	・山形市消防本部(山形市) ・山辺町（非常備） ・中山町（非常備）	H25.4.1	大阪府	泉州南消防組合泉州南広域消防本部	一部事務組合	4	・泉佐野市消防本部(泉佐野市・田尻町) ・阪南岬消防組合消防本部(阪南市・岬町) ・泉南市消防本部(泉南市) ・熊取町消防本部(熊取町)
H24.4.1	北海道	砂川地区広域消防組合消防本部	一部事務組合	2	・上砂川町消防本部(上砂川町) ・砂川地区広域消防組合消防本部（砂川町・奈井江町・浦臼町）	H25.4.1	兵庫県	西はりま消防本部	一部事務組合	4	・たつの市消防本部(たつの市・揖保郡太子町) ・宍粟市消防本部(宍粟市) ・相生市消防本部(相生市) ・佐用町消防本部(佐用町)
H24.4.1	山形県	置賜広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	4	・米沢市消防本部(米沢市) ・南陽市消防本部(南陽市) ・高畠町消防本部(高畠町) ・川西町消防本部(川西町)	H25.4.1	兵庫県	南但消防本部	一部事務組合	2	・朝来市消防本部(朝来市) ・養父市消防本部(養父市)
H24.4.1	茨城県	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	一部事務組合	2	・ひたちなか市消防本部(ひたちなか市) ・東海村消防本部(東海村)	H25.4.1	佐賀県	佐賀広域消防局	広域連合	2	・佐賀広域消防局（佐賀市（三瀬村を除く）多久市・小城市） ・神埼地区消防事務組合消防本部（神埼市・吉野ヶ里町・佐賀市（三瀬村））
H24.4.1	山口県	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合	2	・宇部市消防本部(宇部市) ・山陽小野田市消防本部(山陽小野田市)	H25.4.1	鹿児島県	指宿南九州消防組合消防本部	一部事務組合	2	・指宿地区消防組合消防本部（指宿市・南九州市(旧穎娃町)） ・南九州市の川辺町・知覧町（南薩地区消防組合消防本部の構成町）
H24.10.1	滋賀県	東近江行政組合消防本部	一部事務組合	2	・東近江行政組合消防本部（東近江市(旧愛東町・旧湖東町を除く） ・近江八幡市・竜王町・日野町） ・愛知郡広域行政組合消防本部（愛荘町・東近江市（旧愛東町・旧湖東町））						
H25.3.30	富山県	新川地域消防本部	一部事務組合	3	・黒部市消防本部(黒部市) ・入善町消防本部(入善町) ・朝日町消防本部(朝日町)						

V 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和8年4月1日現在）

広域化年月日	都道府県	広域化後の消防本部	方式	参画本部数※	広域化前の消防本部等（参画団体）	広域化年月日	都道府県	広域化後の消防本部	方式	参画本部数※	広域化前の消防本部等（参画団体）
H25.7.1	青森県	弘前地区消防事務組合消防本部	一部事務組合	4	・弘前地区消防事務組合消防本部 (弘前市・西目屋村・大鱈町・藤崎町・平川市碓ヶ関) ・黒石地区消防事務組合消防本部(黒石市・田舎館村) ・平川市消防本部(平川市) ・板柳町消防本部(板柳町)	H27.4.1	大阪府	豊中市消防局	事務委託	2	・豊中市消防本部(豊中市) ・能勢町(非常備)
H26.4.1	北海道	滝川地区広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	3	・滝川地区広域消防事務組合消防本部 (滝川市・新十津川町・雨竜町) ・芦別市消防本部(芦別市) ・赤平市消防本部(赤平市)	H27.4.1	宮城県	西白杵広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	3	・高千穂町(非常備) ・五ヶ瀬町(非常備) ・日之影町(非常備)
H26.4.1	北海道	旭川市消防本部	事務委託	3	・上川町(上川中部消防組合の構成町) ・鷹栖町(上川中部消防組合の構成町) ・旭川市消防本部(旭川市)	H27.10.1	栃木県	那須地区消防本部	一部事務組合	2	・大田原地区広域消防組合消防本部 (大田原市・那須塩原市) ・黒磯那須消防組合消防本部(那須町・那須塩原市(旧黒磯市))
H26.4.1	北海道	大雪消防組合	一部事務組合	4	・比布町(上川中部消防組合の構成町) ・愛別町(上川中部消防組合の構成町) ・当麻町(上川中部消防組合の構成町) ・大雪消防組合(美瑛町・東川町・東神楽町)	H28.4.1	北海道	とちか広域消防局	一部事務組合	6	・帯広市消防本部(帯広市) ・北十勝消防事務組合消防本部 (音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町) ・西十勝消防組合消防本部(清水町・芽室町・新得町) ・南十勝消防事務組合消防本部 (広尾町・大樹町・更別村・中礼内村) ・東十勝消防事務組合消防本部 (幕別町・豊頃町・池田町・浦幌町) ・池北三町行政事務組合消防本部 (足寄町・本別町・陸別町)
H26.4.1	大阪府	大東四條畷消防本部	一部事務組合	2	・大東市消防本部(大東市) ・四條畷市消防本部(四條畷市)	H28.4.1	埼玉県	草加八潮消防局	一部事務組合	2	・草加市消防本部(草加市) ・八潮市消防本部(八潮市)
H26.4.1	奈良県	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合	12	・中和広域消防組合消防本部 (大和高田市・橿原市・御所市・高取町・明日香村) ・西和消防組合消防本部 (平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・河合町・王寺町) ・山辺広域行政事務組合消防本部 (天理市・山添村・川西町・三宅町・田原本町) ・香芝・広陵消防組合消防本部(香芝市・広陵町) ・大和郡山市消防本部(大和郡山市) ・桜井市消防本部(桜井市) ・五條市消防本部(五條市) ・宇陀広域消防組合消防本部(宇陀市・曾爾村・御杖村) ・葛城市消防本部(葛城市) ・中吉野広域消防組合消防本部 (大淀町・下市町・黒滝町・天川村) ・吉野広域行政組合消防本部 (吉野町・川上町・東吉野町・上北山村・下北山村) ・野迫川村(非常備)	H28.4.1	神奈川県	厚木市消防本部	事務委託	2	・厚木市消防本部(厚木市) ・清川村(非常備)
H26.4.1	佐賀県	伊万里・有田消防本部	一部事務組合	2	・伊万里市消防本部(伊万里市) ・有田町消防本部(有田町)	H28.4.1	静岡県	静岡市消防局	事務委託	4	・静岡市消防局(静岡市) ・島田市消防本部(島田市・川根本町) ・吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 (吉田町・牧之原市(旧榛原町)) ・牧之原市相良消防本部(牧之原市(旧相良町))
H26.4.1	熊本県	熊本市消防局	事務委託	2	・熊本市消防局(熊本市) ・高遊原南消防本部(益城町・西原村)	H28.4.1	静岡県	駿東伊豆消防本部	一部事務組合	5	・沼津市消防本部(沼津市) ・田方消防本部(伊豆市・伊豆の国市・函南市) ・伊東市消防本部(伊東市) ・清水町消防本部(清水町) ・東伊豆町消防本部(東清水町)
H26.10.1	大阪府	富田林市消防本部	事務委託	2	・富田林市消防本部(富田林市・太子町・千早赤坂村) ・河南町消防本部(河南町)	H28.4.1	静岡県	富士山南東消防本部	一部事務組合	3	・三島市消防本部(三島市) ・裾野市消防本部(裾野市) ・長泉町消防本部(長泉町)
H27.4.1	茨城県	稲敷広域消防本部	一部事務組合	2	・稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部 (稲敷市・龍ヶ崎市・牛久市・利根町・河南町・美浦村) ・阿見町消防本部(阿見町)	H28.4.1	大阪府	箕面市消防本部	事務委託	2	・箕面市消防本部(箕面市) ・豊能町消防本部(豊能町)
H27.4.1	長野県	上伊那広域消防本部	広域連合	2	・伊那消防組合消防本部(伊那市・辰野町・箕輪町・南箕輪町) ・伊南行政組合消防本部(駒ヶ根市・飯島町・中川村・富田村)	H28.4.1	和歌山県	新宮市消防本部	事務委託	2	・新宮市消防本部(新宮市) ・北山村(非常備)
						H29.4.1	神奈川県	横須賀市消防局	事務委託	2	・横須賀市消防局(横須賀市) ・三浦市消防本部(三浦市)
						H29.4.1	石川県	白山野々市広域消防本部	一部事務組合	2	・白山野々市広域消防本部(白山市・野々市市) ・川北町(能美広域事務組合消防本部の一部)

V 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和8年4月1日現在）

広域化年月日	都道府県	広域化後の消防本部	方式	参画本部数※	広域化前の消防本部等（参画団体）	広域化年月日	都道府県	広域化後の消防本部	方式	参画本部数※	広域化前の消防本部等（参画団体）
H30.4.1	岐阜県	岐阜市消防本部	事務委託	3	・岐阜市消防本部(岐阜市・瑞穂市) ・山県市消防本部(山県市) ・本巣消防事務組合消防本部(本巣市・北方町)	R3.4.1	大阪府	堺市消防局	事務委託	2	・堺市消防局(堺市・高石市) ・大阪狭山市消防本部(大阪狭山市)
H30.4.1	愛知県	尾三消防本部	一部事務組合	3	・豊明市消防本部(豊明市) ・長久手市消防本部(長久手市) ・尾三消防本部(日進市・みよし市・東郷町)	R4.4.1	神奈川県	茅ヶ崎市消防本部	事務委託	2	・茅ヶ崎市消防本部(茅ヶ崎市) ・寒川町消防本部(寒川町)
H31.4.1	宮城県	あぶくま消防本部	一部事務組合	2	・岩沼市消防本部(岩沼市) ・亘理地区行政事務組合消防本部(亘理町・山元町)	R5.4.1	埼玉県	上尾市消防本部	事務委託	2	・上尾市消防本部(上尾市) ・伊奈町消防本部(伊奈町)
H31.4.1	福岡県	久留米広域消防本部	一部事務組合	2	・久留米広域消防本部 (久留米市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町) ・大川市消防本部(大川市)	R6.4.1	大阪府	大阪南消防局	一部事務組合	3	・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市) ・富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村) ・河内長野市消防本部(河内長野市)
R3.4.1	富山県	高岡市消防本部	事務委託	2	・高岡市消防本部(高岡市) ・氷見市消防本部(氷見市)	R8.4.1	秋田県	男鹿潟上消防本部	一部事務組合	2	・男鹿地区消防本部(男鹿市、潟上市の一部、大湯村) ・湖東地区消防本部(潟上市の一部、井川町、八郎潟町)

※消防団のみが存する町村（非常備町村）等を含む。

平成18年以降 60 地域において広域化が実現

周 期	期 間	地域数計	本部数計	消防本部数について
I	H 1 8 年度～H 2 4 年度	2 6	6 8	8 1 1 本部から 7 7 0 本部 に減少 (▲4 1 本部)
II	H 2 5 年度～H 2 9 年度	2 6	8 1	7 7 0 本部から 7 2 8 本部 に減少 (▲4 2 本部)
III	H 3 0 年度～R 5 年度	7	1 5	7 2 8 本部から 7 2 0 本部 に減少 (▲8 本部)
IV	R6.4.2～	1	2	7 2 0 本部から 7 1 9 本部 に減少 (▲1 本部)
	計	6 0	1 6 6	

- ・ 第Ⅰ期はH25.4.1に広域化が実現した本部数も含む
- ・ 第Ⅱ期はH30.4.1に広域化が実現した本部数も含む
- ・ 第Ⅲ期はR6.4.1に広域化が実現した本部数も含む

VI 消防広域化重点地域の指定及び中心消防本部の設定状況 (令和8年4月1日現在)

都道府県	地域名	消防広域化重点地域への指定状況	左記の広域化対象市町村名	左記の広域化対象市町村の区域を管轄する消防本部	中心消防本部の設定状況	広域化時期
北海道	留萌地域	○	留萌市、小平町 増毛町	留萌消防組合消防本部 増毛町消防本部	○	未定
茨城県	茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を構成する地域	○	水戸市	水戸市消防局		未定
			土浦市	土浦市消防本部		
			石岡市	石岡市消防本部		
			常陸太田市	常陸太田市消防本部		
			高萩市	高萩市消防本部		
			北茨城市	北茨城市消防本部		
			笠間市	笠間市消防本部		
			取手市	取手市消防本部		
			つくば市	つくば市消防本部		
			常陸大宮市	常陸大宮市消防本部		
			那珂市	那珂市消防本部		
			かすみがうら市	かすみがうら市消防本部		
			小美玉市	小美玉市消防本部		
			茨城町	茨城町消防本部		
			大洗町	大洗町消防本部		
			大子町	大子町消防本部		
			古河市、下妻市、坂東市、常総市(旧右下町)、八千代町、五霞町、境町	茨城西南広域消防本部		
			結城市、筑西市、桜川市	筑西広域市町村圏事務組合消防本部		
	常総市(旧水海道市)、守谷市、つくばみらい市	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部				
潮来市、行方市、鉾田市	鹿行広域事務組合消防本部					
鹿嶋市、神栖市	鹿島地方事務組合消防本部					
日立市	日立市消防本部					
稲敷地方広域市町村圏事務組合構成市町村及び阿見町を含む地域	○	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、河内町、阿見町、利根町	稲敷広域消防本部		未定	
神奈川県	湘南地区	○	大磯町	大磯町消防本部		未定
			二宮町	二宮町消防本部		
静岡県	駿東伊豆地域	○	下田市、南伊豆町、河津町、西伊豆町、松崎町	下田消防本部		未定
			沼津市、伊東市、伊豆の国市、伊豆市、東伊豆町、函南町、清水町	駿東伊豆消防本部	○	
			三島市、裾野市、長泉町	富士山南東消防本部		
			熱海市	熱海市消防本部		
	岳南地域	○	富士市	富士市消防本部	○	未定
			富士宮市	富士宮市消防本部		
	東遠地域	○	掛川市	掛川市消防本部	○	未定
			御前崎市	御前崎市消防本部		
	中遠地域	○	磐田市	磐田市消防本部	○	未定
			袋井市、森町	袋井消防本部		
西遠地域	○	浜松市	浜松市消防本部	○	未定	
		湖西市	湖西市消防本部			

都道府県	地域名	消防広域化重点地域への指定状況	左記の広域化対象市町村名	左記の広域化対象市町村の区域を管轄する消防本部	中心消防本部の設定状況	広域化時期
愛知県	名古屋・海部・尾張東部		名古屋市	名古屋市消防局	○	未定
			瀬戸市	瀬戸市消防本部		
			津島市	津島市消防本部		
			尾張旭市	尾張旭市消防本部		
			愛西市	愛西市消防本部		
			蟹江町	蟹江町消防本部		
			あま市・大治町	海部東部消防組合消防本部		
			弥富市・飛鳥村			
			山口県	周南地区	○	
下松市	下松市消防本部					
光市、田布施町	光地区消防組合					
香川県	丸亀市、善通寺市及び多度津町	○	丸亀市	丸亀市消防本部	R9.4	
			善通寺市	善通寺市消防本部		
			多度津町	多度津町消防本部		
高知県	全市町村(1ブロック)	○	高知市	高知市消防局	未定	
			室戸市、東洋町	室戸市消防本部		
			安芸市、芸西村	安芸市消防本部		
			南国市	南国市消防本部		
			土佐市	土佐市消防本部		
			土佐清水市	土佐清水市消防本部		
			香南市	香南市消防本部		
			香美市	香美市消防本部		
			仁淀川町、佐川町、越知町	高吾北広域町村事務組合消防本部		
			須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町	高幡消防組合消防本部		
			いの町、日高村	仁淀消防組合消防本部		
			四万十市、黒潮町	幡多中央消防組合消防本部		
			宿毛市、大月町、三原村	幡多西部消防組合消防本部		
			本山町、大豊町、土佐町、大川村	嶺北広域行政事務組合消防本部		
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	中芸広域連合消防本部					
熊本県	人吉球磨地域	○	人吉市、錦町、相良村、五木村、山江村、球磨村	人吉下球磨消防組合本部	未定	
			多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町	上球磨消防組合本部		

消防指令センターの共同運用

- 令和8年4月1日現在、**74地域（323本部）**において、消防指令センターの共同運用が行われている
 （例：ちば消防共同指令センター（千葉市など全20本部・管轄人口約300万人）、いばらき消防指令センター（水戸市など全20本部・管轄人口約200万人）
 おおいた消防指令センター（大分市など全14本部・管轄人口約110万人、**全国初となる全県一区での指令の共同運用**）
- 消防指令センターを共同化することにより、**整備費の削減**、**現場要員の充実**等を図ることができる。

【メリットの例】

・整備費の削減

26地域（※）において、
 単独整備の場合と比べて**▲7.1～▲73.7%**（平均**▲39.1%**）
 の整備費削減 ※R5調査において、共同運用実施前後の整備費が比較可能な地域

・現場要員の充実

沖縄県消防指令センターでは、**指令人員体制**が従前の**3分の1**
 （現状29人体制）にすることで、**現場要員の充実**が図れた。

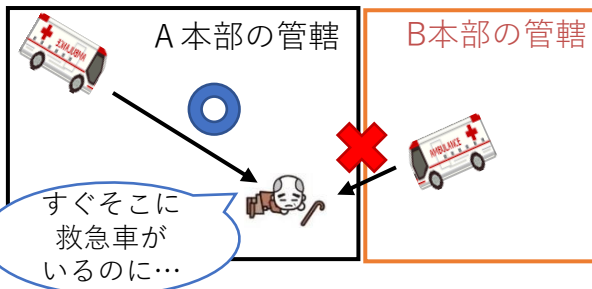
消防指令センターの高度な運用

- 一方、**高度な運用**（管轄区域を跨いで直近隊への出動指令を自動で行う運用で、共同運用のメリットを**最大限活用**）を行っている地域は少ない →無条件直近指令：約7%（5地域）、地域を限定：約16%（12地域）
 事案を限定：約16%（12地域）、ゼロ隊運用：約23%（17地域）
 ※この他にも条件を組み合わせた独自の運用を行う地域あり

高度な運用をしていない場合

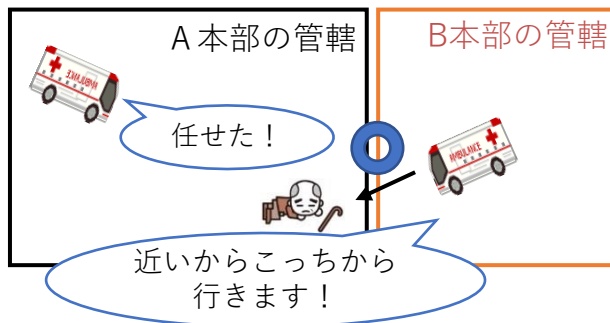
通報があった場合、管轄消防本部の隊に出動指令を行う。

他本部の隊がすぐに駆けつけることができる状態であっても**出動せず**



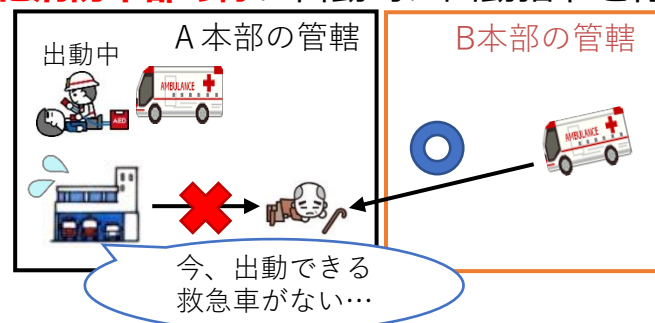
1. 直近指令

現場に最先着できる隊に自動的に出動指令を行う。



2. ゼロ隊運用

出動可能な隊がなくなった場合に、**他消防本部の隊**に自動的に出動指令を行う。



現着時間の短縮又は**遅延の防止**を図ることができる。

VIII 消防指令センターの共同運用の実施状況 (令和8年4月1日現在)

運用開始	都道府県	方式	参画本部数 ※	消防本部等 (赤字は広域化した消防本部)	運用開始	都道府県	方式	参画本部数 ※	消防本部等 (赤字は広域化した消防本部)
H11.4.1	静岡県	協	5 +3	<ul style="list-style-type: none"> ・三島市消防本部 ・裾野市消防本部 ・長泉町消防本部 H27.10.5離脱し、H27.10.6から別途3本部による共同運用を行い、H28.4.1消防の広域化(富士山南東消防本部)	H25.4.1	埼玉県	協	2	<ul style="list-style-type: none"> ・上尾市消防本部 ・伊奈町消防本部 R5.4.1 広域化(上尾市消防本部)
H20.2.27	石川県	協	4	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市消防局 ・津幡町消防本部 ・かほく市消防本部 ・内灘町消防本部 	H25.4.1	千葉県	協	20	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉市消防局 ・市原市消防局 ・成田市消防本部 ・富里市消防本部 ・栄町消防本部 ・袖ヶ浦市消防本部 ・富津市消防本部 ・山武郡市広域行政組合消防本部 ・佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 ・長生郡市広域市町村圏組合消防本部 ・夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 ・匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 ・安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 ・香取広域市町村圏事務組合消防本部 ・銚子市消防本部 ・印西地区消防組合消防本部 ・四街道市消防本部 ・木更津市消防本部 ・君津市消防本部 ・旭市消防本部
H23.4.1	兵庫県	協	3	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市消防本部 ・猪名川町消防本部 ・川西市消防本部 	H25.4.1	愛知県	協	3	<ul style="list-style-type: none"> ・尾三消防本部 ・長久手市消防本部 ・豊明市消防本部 H30.4.1 広域化(尾三消防本部)
H23.4.1	兵庫県	協	2	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市消防局 ・伊丹市消防局 	H26.1.1	富山県	協	3	<ul style="list-style-type: none"> ・高岡市消防本部 ・氷見市消防本部 R3.4.1 広域化(高岡市消防本部)
H23.5.25	大阪府	相	2	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市消防本部 ・豊能町消防本部 H28.4.1 広域化(箕面市消防本部)	H26.4.1	広島県	協	2	<ul style="list-style-type: none"> ・砥波地域消防組合消防本部 ・尾道市消防局 ・三原市消防本部
H23.10.1	埼玉県	協	2	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市消防本部 ・行田市消防本部 	H26.4.1	香川県	協	3	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市消防本部 ・善通寺市消防本部 ・多度津町消防本部
H24.3.1	福島県	協	2	<ul style="list-style-type: none"> ・会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 ・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部 (R8.3.9~共同運用解消)	H27.4.1	神奈川県	協	2 +1	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市消防局 ・三浦市消防本部 (H25.4.1~共同運用) H29.4.1 広域化(横須賀市消防局)
H24.3.1	愛知県	協	2 +1 +1 +1	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市消防本部 ・豊川市消防本部 (H16.4.1~共同運用)	H27.4.1	神奈川県	協	3	<ul style="list-style-type: none"> ・葉山町消防本部 ・座間市消防本部 ・綾瀬市消防本部
H24.4.1	静岡県	協	5	<ul style="list-style-type: none"> ・掛川市消防本部 ・御前崎市消防本部 ・袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 ・菊川市消防本部 ・磐田市消防本部 	H27.4.1	山梨県	協	3	<ul style="list-style-type: none"> ・都留市消防本部 ・上野原市消防本部 ・常滑市消防本部 ・大府市消防本部
H24.4.1	愛知県	協	6	<ul style="list-style-type: none"> ・知多市消防本部 ・東海市消防本部 ・知多南部消防組合消防本部 ・知多中部広域事務組合消防本部 ・常滑市消防本部 ・大府市消防本部 	H27.4.1	徳島県	協	2	<ul style="list-style-type: none"> ・美馬市消防本部 ・美馬西部消防組合消防本部
H24.4.1	岡山県	協	3	<ul style="list-style-type: none"> ・津山圏域消防組合消防本部 ・真庭市消防本部 ・美作市消防本部 					

VIII 消防指令センターの共同運用の実施状況 (令和8年4月1日現在)

運用開始	都道府県	方式	参画本部数 ※	消防本部等 (赤字は広域化した消防本部)
H27.7.6	大阪府	事	2	・枚方寝屋川消防組合消防本部 ・交野市消防本部
H27.9.10	静岡県	協	2	・富士市消防本部・富士宮市消防本部
H27.10.1	栃木県	協	3	・那須地区消防本部 ・南那須地区広域行政事務組合消防本部 ・塩谷広域行政組合消防本部
H28.2.15	神奈川県	事	2	・茅ヶ崎市消防本部 ・寒川町消防本部 R4.4.1 広域化 (茅ヶ崎市消防本部)
H28.4.1	青森県	協	4	・十和田地域広域事務組合消防本部 ・北部上北広域事務組合消防本部 ・三沢市消防本部 ・中部上北広域事業組合消防本部
H28.4.1	群馬県	協	6	・高崎市等広域消防局 ・利根沼田広域消防本部 ・渋川広域消防本部 ・多野藤岡広域消防本部 ・富岡甘楽広域消防本部 ・吾妻広域消防本部
H28.4.1	愛知県	協	6	・犬山市消防本部 ・小牧市消防本部 ・江南市消防本部 ・岩倉市消防本部 ・丹羽広域事務組合消防本部 ・西春日井広域事務組合消防本部
H28.4.1	愛知県	協	2	・一宮市消防本部 ・稲沢市消防本部
H28.4.1	三重県	協	2 +1	・桑名市消防本部 ・四日市市消防本部 (H19.4.1~共同運用) ・菰野町消防本部
H28.4.1	奈良県	協	2	・奈良市消防局 ・生駒市消防本部
H28.4.1	和歌山県	協	3	・橋本市消防本部 ・伊都消防組合消防本部 ・高野町消防本部
H28.4.1	福岡県	協	8	・久留米広域消防本部 ・大川市消防本部 H31.4.1 広域化 (久留米広域消防本部) ・八女消防本部 ・柳川市消防本部 ・大牟田市消防本部 ・筑後市消防本部 ・甘木・朝倉消防本部 ・みやま市消防本部
H28.4.1	鹿児島県	協	2	・南さつま市消防本部 ・指宿南九州消防組合

運用開始	都道府県	方式	参画本部数 ※	消防本部等 (赤字は広域化した消防本部)
H28.6.1	茨城県	協	20	・常陸太田市消防本部 ・大洗町消防本部 ・北茨城市消防本部 ・鹿島地方事務組合消防本部 ・常陸大宮市消防本部 ・鹿行広域事務組合消防本部 ・高萩市消防本部 ・大子町消防本部 ・土浦市消防本部 ・水戸市消防本部 ・取手市消防本部 ・笠間市消防本部 ・石岡市消防本部 ・那珂市消防本部 ・かすみがうら市消防本部 ・小美玉市消防本部 ・茨城町消防本部 ・筑西広域市町村圏事務組合消防本部 ・常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 ・茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部
H29.4.1	神奈川県	協	3	・平塚市消防本部 ・大磯町消防本部 ・二宮町消防本部
H30.4.1	愛知県	内	2	・岡崎市消防本部 ・幸田町消防本部
R3.2.1	千葉県	協	6 +2 +2	・市川市消防局 ・松戸市消防局 ・浦安市消防本部 ・流山市消防本部 ・鎌ヶ谷市消防本部 ・野田市消防本部 (H25.4.18~共同運用) ・柏市消防本部 ・我孫子市消防本部 (H22.4.1~共同運用) ・習志野市消防本部 ・八千代市消防本部
R3.2.26	大阪府	協	2	・岸和田市消防本部 ・忠岡町消防本部
R5.4.1	富山県	事	2	・富山市消防局 ・立山町消防本部
R5.11.1	福岡県	事	5 +1	・福岡市消防局 ・春日・大野城・那珂川消防組合消防本部 ・粕屋南部消防組合消防本部 ・宗像地区消防本部 ・粕屋北部消防本部 (H29.11.30~共同運用) ・筑紫野太宰府消防組合消防本部
R5.11.9	高知県	協	2	・高知市消防局 ・土佐市消防本部
R6.4.1	山形県	協	2	・置賜広域行政事務組合消防本部 ・西置賜行政組合消防本部

VIII 消防指令センターの共同運用の実施状況 (令和8年4月1日現在)

運用開始	都道府県	方式	参画本部数 ※	消防本部等 (赤字は広域化した消防本部)	運用開始	都道府県	方式	参画本部数 ※	消防本部等 (赤字は広域化した消防本部)
R6.4.1	埼玉県	協	2 +2	・坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ・西入間広域消防本部 (H27.4.1~共同運用) ・埼玉西部消防局 ・比企広域消防本部	R7.4.1	愛知県	協	+1 2	・名古屋市消防局 ・瀬戸市消防本部 ・尾張旭市消防本部 (H24.12.1~共同運用)
R6.4.1	三重県	協	2	・伊賀市消防本部 ・名張市消防本部	R7.4.1	大阪府	事	2	・津島市消防本部 ・愛西市消防本部 ・蟹江町消防本部 ・海部東部消防組合消防本部 ・海部南部消防組合消防本部 (H25.4.1~共同運用)
R6.4.1	京都府	協	6	・舞鶴市消防本部 ・福知山市消防本部 ・綾部市消防本部 ・京都中部広域消防組合消防本部 ・宮津与謝消防組合消防本部 ・京丹後市消防本部	R7.4.1	和歌山県	協	4 +1	・大阪市消防局 ・松原市消防本部 ・和歌山市消防局 ・海南市消防本部 ・紀美野町消防本部 ・那賀消防組合消防本部 (H27.4.1~共同運用) ・有田市消防本部
R6.4.1	大阪府	協	2 2 +1	・豊中市消防本部 ・池田市消防本部 (H27.4.1~共同運用) ・吹田市消防本部 ・摂津市消防本部 (H28.4.1~共同運用) ・箕面市消防本部	R7.4.1	熊本県	協	2	・人吉下球磨消防組合消防本部 ・上球磨消防組合消防本部
R6.4.1	愛媛県	協	3	・松山市消防局 ・伊予消防等事務組合消防本部 ・東温市消防本部	R7.4.1	鹿児島県	協	3	・薩摩川内市消防局 ・阿久根地区消防組合消防本部 ・さつま町消防本部
R6.10.1	大分県	事	14	・大分市消防局 ・中津市消防本部 ・臼杵市消防本部 ・竹田市消防本部 ・宇佐市消防本部 ・由布市消防本部 ・日田玖珠広域消防組合消防本部 ・杵築速見消防組合消防本部 ・別府市消防本部 ・佐伯市消防本部 ・津久見市消防本部 ・豊後高田市消防本部 ・豊後大野市消防本部 ・国東市消防本部	R7.4.24	山形県	協	3	・村山市消防本部 ・尾花沢市消防本部 ・東根市消防本部
R6.12.1	大阪府	事	2	・堺市消防局 ・和泉市消防本部	R7.9.2	北海道	事	6	・札幌市消防局 ・千歳市消防本部 ・北広島市消防本部 ・石狩北部地区消防事務組合消防本部 ・江別市消防本部 ・恵庭市消防本部
R7.4.1	神奈川県	協	2	・秦野市消防本部 ・伊勢原市消防本部	R7.10.1	大阪府	協	2	・高槻市消防本部 ・島本町消防本部
R7.4.1	石川県	協	2	・七尾鹿島消防本部 ・羽咋郡市広域事務組合消防本部	R8.2.1	北海道	協	3	・室蘭市消防本部 ・西胆振行政事務組合消防本部 ・登別市消防本部
					R8.3.1	和歌山県	協	2	・有田川町消防本部 ・湯浅広川消防組合消防本部
					R8.3.23	北海道	事	3	・小樽市消防本部 ・岩内・寿都地方消防組合消防本部 ・北後志消防組合消防本部
					R8.4.1	北海道	事	3	・苫小牧市消防本部 ・胆振東部消防組合消防本部 ・白老町消防本部

VIII 消防指令センターの共同運用の実施状況 (令和8年4月1日現在)

運用開始	都道府県	方式	参画本部数 ※	消防本部等 (赤字は広域化した消防本部)
R8.4.1	青森県	協	3	・弘前地区消防事務組合 ・五所川原地区消防事務組合 ・鱒ヶ沢地区消防事務組合
R8.4.1	岩手県	協	3	・盛岡地区広域消防組合消防本部 ・北上地区消防組合消防本部 ・奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部 (H28.6.1~共同運用)
			+7	・花巻市消防本部 ・陸前高田市消防本部 ・釜石大槌地区行政事務組合 ・宮古地区広域行政組合 ・遠野市消防本部 ・二戸地区広域行政事務組合 ・久慈地区広域連合
R8.4.1	宮城県	協	3	・登米市消防本部 ・石巻地区広域行政事務組合消防本部 ・気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部
R8.4.1	栃木県	協	2	・足利市消防本部 ・佐野市消防本部
R8.4.1	埼玉県	協	5	・春日部市消防本部 ・三郷市消防本部 ・草加八潮消防局 ・越谷市消防局 ・吉川松伏消防組合消防本部
R8.4.1	山梨県	協	6	・南アルプス市消防本部 ・東山梨消防本部 ・峡北消防本部 ・笛吹市消防本部 ・甲府地区消防本部 ・峡南消防本部
R8.4.1	長野県	協	2	・長野市消防局 ・須坂市消防本部
R8.4.1	長野県	協	2	・飯田広域消防本部 ・木曾広域消防本部
R8.4.1	岐阜県	協	5	・多治見市消防本部 ・瑞浪市消防本部 ・土岐市消防本部 ・中津川市消防本部 ・恵那市消防本部
R8.4.1	三重県	協	3	・津市消防本部 ・亀山市消防本部 ・鈴鹿市消防本部
R8.4.1	和歌山県	協	2	・田辺市消防本部 ・白浜町消防本部 (H28.4.1~共同運用)
			+2	・串本町消防本部 ・日高広域消防事務組合消防本部
R8.4.1	和歌山県	協	2	・新宮市消防本部 ・那智勝浦町消防本部

運用開始	都道府県	方式	参画本部数 ※	消防本部等 (赤字は広域化した消防本部)
R8.4.1	山口県	協	2	・下関市消防局 ・美祢市消防本部 (H25.10.10~共同運用)
			+1	・長門市消防本部
R8.4.1	山口県	協	3	・山口市本部 ・防府市消防本部 ・萩市消防本部
R8.4.1	山口県	協	2	・周南市消防本部 ・光地区消防組合消防本部
R8.4.1	沖縄県	協	26	・豊見城市消防本部 ・宮古島市消防本部 ・石垣市消防本部 ・東部消防組合消防本部 ・名護市消防本部 ・比謝川行政事務組合ニライ消防本部 ・金武地区消防衛生組合消防本部 ・島尻消防・清掃組合消防本部 ・国頭地区行政事務組合消防本部 ・伊江村(非常備) ・座間味村(非常備) ・渡名喜村(非常備) ・北大東村(非常備) ・伊是名村(非常備) ・竹富町(非常備) ・うるま市消防本部 ・宜野湾市消防本部 ・久米島町消防本部 ・中城北中城消防本部 ・糸満市消防本部 ・三多良間村(非常備) ・与那国町(非常備) (H28.4.1~共同運用)
			+2	・沖縄市消防本部 ・浦添市消防本部

凡例
協 協議会方式
事 事務委託
相 相互応援協定
内 内部組織の共同設置

※消防団のみが存する町村(非常備町村)を含む。
途中参画本部数を+表記。

これまでの指令の共同運用実績 80地域 345本部
指令の共同運用から広域化に至った実績 9地域 23本部
現在共同運用を行っている地域 74地域 323本部

1 システム構築の背景及びシステム概要

○背景

- 消防の広域化や指令の共同運用における高度な運用等(以下「広域化等」)を検討するにあたり、「管轄区域を越えた出動による消防車両の到着時間短縮果」や、「署所の新設、移転、又は統廃合による最適配置の見直し」等の分析について、消防本部独自では実施困難であり、かつコンサルに委託する費用負担が課題との声が多い。
- 地図データを基に経路探索等が可能なソフトの開発及びシステム構築を行い、広域化等の検討を支援することとした。

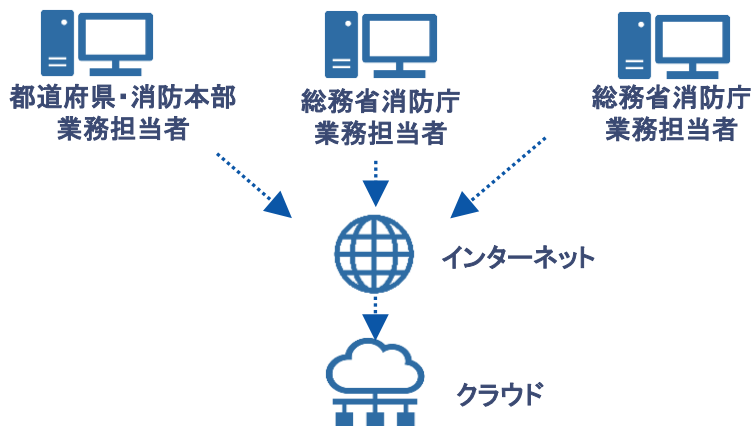
○システム概要

- 広域化等により、**現場到着時間が短縮する区域や具体的な短縮時間について、地図上に可視化**して分析するためのもの。
- 区域ごとの出動件数など、**必要なデータを追加で取り込むことも可能**。

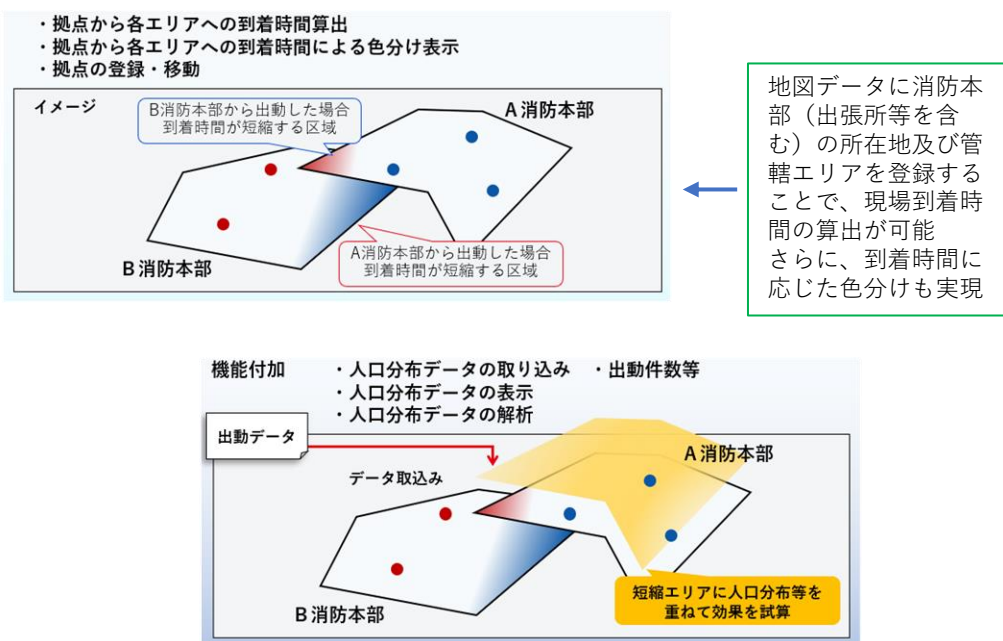
2 運用開始

令和5年10月

3 システム構成図



4 システムイメージ図



5 システム導入により期待できる効果

- 隣接消防本部の管轄エリアも含め、現場到着時間が短縮される区域と短縮時間を視覚的に表示することで、**広域化等を検討する際の有益な資料**となる。
- 人口分布や火災の発生場所等のデータを付加することで、**広域化等の効果について、より詳細に試算でき**、地域の実情に即した検討が可能となる。
- 各種データを取り込むことで、**署所の再配置の分析等も可能**となる。

1 趣旨

消防の広域化及び連携・協力を積極的に支援するため、主に都道府県・消防本部からの依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーの派遣を行う制度である。

2 アドバイザーの選定及び委嘱について

消防の広域化、若しくは連携・協力(指令業務)を実現した実績がある消防本部の中から、消防の広域化や連携・協力を推進するための助言や方策について情報提供できる方を選定し、消防庁 消防・救急課長が委嘱する。

なお、アドバイザーの任期は2年であり、再任を妨げないこととしている。

3 アドバイザーの具体的任務

派遣対象団体の依頼に基づき、地方公共団体における消防の広域化を推進するための**具体的な方策に関する助言、情報の提供等**を行う。助言、情報の提供方法等の内容は、概ね次のとおり。

- (1) 消防広域化に関する検討会等における講演、情報提供等
- (2) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの

4 アドバイザー派遣依頼～派遣要請まで



アドバイザーから派遣要請の了承が得られた後、消防庁より正式な派遣依頼書を出し、依頼元(都道府県等)とアドバイザーにて、派遣当日の具体的な内容について検討・協議を行う。

5 令和8年度のアドバイザー (19名)

No.	所属等	広域化事例等
1	とちか広域消防局	6消防本部(単独1、組合5)19市町村で一部事務組合を設立し広域化
2	いばらき消防指令センター(2名)	茨城県内20消防本部33市町が協議会を設立し指令の共同運用
3	埼玉東部消防組合消防局	5消防本部(単独4、組合1)が一部事務組合を設立し広域化
4	草加八潮消防局	2消防本部(単独2)が一部事務組合を設立し広域化
5	松戸市消防局	6消防本部(単独6市)の協議会を設立し指令の共同運用 R3から新たに4消防本部が加わり、10消防本部で共同運用
6	小田原市消防本部	1消防本部(組合)の構成市町が小田原市(単独)へ消防事務を委託し広域化
7	茅ヶ崎市消防本部	2消防本部(単独2)の1市1町が指令の共同運用を経て広域化
8	砺波地域消防組合消防本部	2消防本部(単独、組合)が一部事務組合を設立し広域化 2消防本部(単独2)と指令の共同運用
9	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	2消防本部(単独、組合)で協議会を設立し指令の共同運用
10	静岡市消防局	3消防本部(単独2、組合1)の構成市町が静岡市(単独)へ消防事務を委託し広域化
11	名古屋市消防局	7消防本部(単独5、組合2)の構成市町から名古屋市(単独)へ指令事務を委託し 8消防本部で共同運用
12	大阪南消防局(2名)	すでに広域化していた2消防本部を含めた3消防本部で一部事務組合を設立し広域化
13	奈良県広域消防組合消防本部(2名)	11消防本部(単独4、組合7)と1非常備村が一部事務組合を設立し広域化
14	山陽小野田市	2消防本部(単独2)が一部事務組合を設立し広域化
15	久留米広域消防本部	8消防本部(単独5、組合3)が協議会を設立し指令の共同運用 2消防本部(組合1、単独1)が指令の共同運用を経て広域化 現在7消防本部(単独4、組合3)で指令の共同運用
16	大分市消防局	13消防本部の構成市町村が大分市へ指令事務の委託をし 県内全14消防本部による指令の共同運用

6 令和5年度～令和7年度までの派遣実績について

年度	No.	開催県	開催元	開催日付	備考
令和5年度	1	新潟県	新潟県庁	R5.7	対象: 新潟県庁広域化担当職員 内容: 広域化及び連携・協力に関する勉強会
	2	山口県	周南市消防本部	R5.8	対象: 関係消防本部職員 内容: 指令の共同運用に関する研修会
	3	福井県	福井県庁	R5.9	対象: 福井県庁及び関係消防本部 内容: 指令の共同運用に関する勉強会
	4	高知県	高知県庁	R5.11	対象: 高知県内各消防長 内容: 高知県消防広域化検討会での講演
	5	熊本県	熊本県庁	R5.12	対象: 熊本県内各消防本部、関係市町村担当課長、熊本県消防保安課職員 内容: 指令の共同運用、デジタル無線の共同利用に関する勉強会
令和6年度	1	島根県	島根県庁	R6.8	対象: 県内消防本部の職員及び市町村消防担当職員 内容: 消防関係担当者会議での講演(指令の共同運用)
	2	高知県	高知県庁	R6.9	対象: 県内市町村及び消防本部の担当課長等 内容: 第2回高知県消防広域化に関する市町村担当課長連絡会での講演
	3	北海道	北海道庁	R6.9	対象: 道内消防本部職員 内容: 市町村の消防の広域化等に関する北海道ブロック説明会での講演
	4	新潟県	新潟県庁	R6.10	対象: 新潟県指令業務の共同運用検討委員会委員 内容: 第2回新潟県指令業務の共同運用検討委員会での講演
	5	兵庫県	尼崎市消防局	R7.1	対象: 関係消防本部職員(尼崎市消防局、西宮市消防局) 内容: 指令業務の共同運用に関する勉強会
令和7年度	1	香川県	多度津町消防本部	R7.5	対象: 関係消防本部職員(丸亀市消防本部、普通寺町消防本部、多度津町消防本部) 内容: 2市1町消防広域化協議に係る勉強会
	2	島根県	島根県消防長会	R7.10	対象: 県内消防本部職員 内容: 県内各消防本部通信・総務事務担当者会議での講演
	3	神奈川県	大和市消防本部	R7.10	対象: 関係消防本部及び市長部局職員(大和市・海老名市・座間市・綾瀬市) 内容: 大和高尾消防事務広域化に関する調査研究会での講演
	4	岐阜県	加茂消防事務組合消防本部	R7.11	対象: 関係消防本部職員(可児消防事務組合・中濃消防組合・郡上消防本部) 内容: 指令の共同運用に関する研究会での講演

※過去3年間で14件の派遣実績あり

XI 広域化実現団体における広域化が進んだ主な理由

(首長、組合管理者の理解・リーダーシップ)

○消防本部名称・所在地、負担金割合、人員配置、各署所数等の重要調整項目についても、首長会議にて決定した。

(経費の節減)

○高機能消防指令センター及び消防・救急デジタル無線設備において、**広域化による負担軽減が想定**されていた。

(地域のつながり)

○市境に山や川など遮るものがなく、市街地等が一体化し都市形態も類似している。市民の行き来も頻繁で、**元来地域間のつながりが強かった。**

(関係者間の緊密な調整)

○協議会発足前の検討会から、担当者による話し合いや各首長・各議会との調整を十分に行った。

(単独消防による災害対応の限界)

○構成市町村が広域化の可能性を検討していた時期、構成市管内で集中豪雨により河川が氾濫し大規模な水害が発生。県内応援協定に基づき県内消防本部から応援に当たったが、**応援協定に基づく出動の限界（即応性、指揮命令系統の分散など）を、広域化を検討中の首長が認識し、「効果的、効率的な災害対応を行うためには消防力の強化が必要であり、その為には消防広域化が有効な手段の一つである」との見解で一致した。**

(市町村合併による理由（行政区域と消防管轄地域の相違、広域化協議の開始）)

○市町村合併により、A市域の大半をA市消防本部が、残りの区域をB組合本部（A市域以外の町も加入）が管轄する変則的な消防体制が長期的に続いており、B組合本部管内のA市住民からA市消防本部同様のサービスの提供について、再三要望がなされていたことを契機として、最終的にA市消防本部とB組合本部全体の広域化につながった。

(広域化に向けた中心市の取組み)

○構成市町の中心市が、広域化の前年度に**1市単独で消防はしご自動車を購入し広域化に前向きに取組んだ**（広域化後、はしご自動車は組合消防の車両として使用することになり、他の組合構成市町の車両購入に係る負担が軽減された）。

(消防力の均衡)

○構成市町村は同程度の消防力を有しており、他の構成市に消防力が流出し、将来的に特定市が財政負担増になる可能性が低かった。

(給与調整と既存の組合の給与水準)

○既存組合の一般職員の給与水準が、構成市町の中心市に準じており、**消防職員の給与水準も他の市町消防職員と比較し中間水準であった。**

(連携・協力による広域化の下地の醸成)

○広域化前に、既に指令の共同運用などの連携・協力による取組を実施していたことで、**消防事務を共同で行うことの実感**していたことに加え、**人事交流による職員間のつながり**が生まれるなど、広域化の下地ができていた。

XII H18年改正法施行後に広域化した56本部における広域化の課題と対応策

課題：広域化の調整に時間を要した項目	本部数
①給与体系の統一調整	36
②署所の再配置の検討	14
③部隊配置の調整	16
④市町村負担金の調整	45

※消防の広域化及び連携・協力の推進に係る実態把握調査（R7.7）の結果から抜粋

※複数選択可であり合計が56本部を越える。

①の対応策（抜粋）	本部数
段階的な統一調整の実施	17
給与体系の統一調整の方針等に係る説明会の開催など職員の理解を得るための取組を実施	16
専門部会等で検討・協議・調整	4

②の対応策（抜粋）	本部数
消防力の適正配置に係る調査を実施	9
広域化後に継続的に議論し方針を固めることについて関係者間で合意形成	8
署所の再配置によって消防力に支障が生じないことを住民等に周知・説明	6

③の対応策（抜粋）	本部数
署所の再配置に係る方針決定後に検討することについて関係者間で合意形成	10
消防力の適正配置に係る調査を実施	9

④の対応策（抜粋）	本部数
按分のために使用する指標について一の指標だけではなく複数の指標を検討	39
専ら特定の構成市町村に便益をもたらすものに要する経費について個別経費として区分し当該市町村が負担することをルール化	22
広域化により知己の消防力が充実するというメリットを明示	22

按分に使用された指標	本部数
基準財政需要額	32
人口	27
面積	11
職員数等割	5
均等割	3
車両台数等	2
決算額	2
平等割	2